

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和4年6月17日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045 沿革 (略)</p>	
<p>(内容変更等の通知範囲)</p> <p>第8条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 包括特約書の重大な内容変更等に係る規定に基づき日本貿易保険に対する書面での通知又は承認申請を要する内容変更等が生じた対象契約のうち、当該対象契約に係る代金等のうち起算点後に決済される部分(リテンション決済部分等をいう。)のみが未決済の状態であるものについては、被保険者が保険契約の変更を希望しない旨を別紙様式第3「重大な内容変更等の通知・事前申請義務の免除に係る申請書」により申請し、日本貿易保険が当該申請を承認した場合に、当該包括特約書の規定に<u>かか</u>わらず、被保険者は当該内容変更等に係る書面での通知又は承認申請を要さないものとする。</p>	<p>(内容変更等の通知範囲)</p> <p>第8条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 包括特約書の重大な内容変更等に係る規定に基づき日本貿易保険に対する書面での通知又は承認申請を要する内容変更等が生じた対象契約のうち、当該対象契約に係る代金等のうち起算点後に決済される部分(リテンション決済部分等をいう。)のみが未決済の状態であるものについては、被保険者が保険契約の変更を希望しない旨を別紙様式第3「重大な内容変更等の通知・事前申請義務の免除に係る申請書」により申請し、日本貿易保険が当該申請を承認した場合に、当該包括特約書の規定に<u>関</u>わらず、被保険者は当該内容変更等に係る書面での通知又は承認申請を要さないものとする。</p>	
<p>(増加費用保険の取扱い)</p> <p>第13条 約款第3条第3号に規定する「航海<u>又は航路</u>に変更があったこと」とは、出発<u>地</u>及び到着<u>地</u>の一方又は双方に変更があった場合 <u>並びに出発地及び到着地に変更がなく途中の地点に変更があった場合(船積期日の延期及び到着地までの輸送に当初予定していた以上の日数を要した場合を含む。)</u>をいう。</p>	<p>(増加費用保険の取扱い)</p> <p>第13条 約款第3条第3号に規定する「航海に変更があったこと」とは、出発<u>港</u>及び到着<u>港</u>の一方又は双方に変更があった場合 <u>をいい、「航路に変更があったこと」とは、出発港及び到着港に変更がなく途中の航行地点に変更があった場合をいう。</u></p>	

<p>2 約款第3条第3号に規定する「<u>輸送費用</u>」とは、<u>輸送に係る不可欠な費用であって、以下のいずれかをいう。</u></p> <p><u>一 運賃</u>（他の船舶への積み替え費用を含む。）</p> <p><u>二 保険料</u></p> <p><u>三 輸出貨物等の保管に要する費用</u></p> <p><u>四 船舶の停泊料</u></p> <p><u>五 輸送に係る契約の解除に伴う賠償金又は違約金</u></p> <p>3 子会社等（海外商社の与信管理について（平成29年4月1日 17-制度-00075。以下「与信管理規程」という。）第9条第2項各号のいずれかに該当する海外商社をいう。）を相手方とする輸出契約等であって、当該輸出貨物等の船積時までに当該輸出貨物等の最終需要者が確定している場合においては、約款第3条第3号における「<u>輸送費用</u>の増加額を被保険者が新たに負担することとなったこと」は、輸出契約等に関し航海又は航路の変更によって生じた<u>輸送費用</u>の増加額の負担について当該子会社等と当該最終需要者との間で十分協議が行われた後、当該子会社等の要求により当該輸出契約等の輸出者等が負担することとなった場合とする。</p>	<p>2 約款第3条第3号に規定する「<u>運賃</u>」とは、<u>海上の運賃及び仕向国又は経由国における陸上の運賃をいい、海上の運賃には、滞船料及び他の船舶への積み替え費用を含むものとする。</u></p> <p>3 <u>約款第3条第3号に規定する「保険料」とは、海上運送に係る保険料及び仕向国又は経由国における陸上運送に係る保険料をいう。</u></p> <p>4 子会社等（海外商社の与信管理について（平成29年4月1日 17-制度-00075。以下「与信管理規程」という。）第9条第2項各号のいずれかに該当する海外商社をいう。）を相手方とする輸出契約等であって、当該輸出貨物等の船積時までに当該輸出貨物等の最終需要者が確定している場合においては、約款第3条第3号における「<u>運賃又は保険料</u>の増加額（以下「<u>増加費用</u>」という。）を被保険者が新たに負担することとなったこと」は、輸出契約等に関し航海又は航路の変更によって生じた<u>運賃又は保険料</u>の増加額の負担について当該子会社等と当該最終需要者との間で十分協議が行なわれた後、当該子会社等の要求により当該輸出契約等の輸出者等が負担することとなった場合とする。</p>	
<p>（損失等発生通知書の提出時期）</p> <p>第48条 約款第3条第1号のてん補危険における損失等発生通知書の提出時期は、原則として、次条に規定する事故<u>確定</u>日以降とする。</p> <p>2 約款第3条第3号のてん補危険における損失等発生通知書の提出時期は、原則として、次条に規定する事故確定日以降とする。</p>	<p>（損失等発生通知書の提出時期）</p> <p>第48条 約款第3条第1号のてん補危険における損失等発生通知書の提出時期は、原則として、次条に規定する事故<u>発生</u>日以降とする。</p> <p>2 約款第3条第3号のてん補危険における損失等発生通知書の提出時期は、原則として、次条に規定する事故確定日以降とする。</p>	
<p>（事故発生日及び事故確定日）</p> <p>第49条 （略）</p>	<p>（事故発生日及び事故確定日）</p> <p>第49条 （略）</p>	

<p>2 約款第3条第3号のてん補危険における事故発生日は、約款第4条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由が発生した日とし、事故確定日は、約款第4条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由によって生ずる<u>輸送費用</u>の増加額を被保険者が新たに負担することとなった日とする。<u>ただし、同一のてん補事由により、複数回にわたって増加額を負担することとなった場合は、複数回のうち最後に増加額を負担することとなった日を事故確定日とすることができる。</u></p> <p>3～4 (略)</p>	<p>2 約款第3条第3号のてん補危険における事故発生日は、約款第4条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由が発生した日とし、事故確定日は、約款第4条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由によって生ずる<u>運賃又は保険料</u>の増加額を被保険者が新たに負担することとなった日とする。</p> <p>3～4 (略)</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和4年7月1日から実施する。</u></p>		